

訪問看護

当院は「みなし訪問事業」となります。当院かかりつけの外来通院または訪問診療をお受けになっ
ていて、月1回以上の診療を受けている事が訪問の条件となります。医師、患者様と協議の上、地域の訪問看護ステーションと連携して、サービスを継続移行させて頂く場合があります。

<運営の方針>

- 1) 患者様の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- 2) 地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

<訪問看護のサービス内容>

主治医の指示に基づき、利用者宅において看護師その他省令に定める者が下記の療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

- ①健康観察 体温・血圧・脈・呼吸測定、口腔内および全身の状態や症状の観察
- ②日常生活の看護（清潔援助・食事指導及び介助・口腔ケア・排泄）
- ③リハビリテーション
- ④療養生活や介護方法の指導
- ⑤介護、相談
- ⑥カテーテル等の管理・褥瘡処置など医療処置
- ⑦生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧終末期の看護 等

ご都合や病状に合わせた日程を調整して訪問看護を提供します。

<負担金>

当院の医師の診療のあった日から1ヶ月以内の利用に対し、月毎にお支払い頂きます。

お支払いの内容は、厚生労働大臣が定める基準による法定利用料に基づく金額で下記料金表の通りです。

尚、法定利用料の改定により料金に変更となることがあります。

お支払い方法は窓口払いか銀行引き落とし、お振り込みから選択できます。

<緊急時対応体制>

訪問看護は24時間の緊急対応体制を整えております。

緊急時は緊急対応のうえ、担当医師の指示に従い対応致します。